四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務　要支援者等に係る第一号イからヰまでに掲げる情報

五　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務　要支援者等に係る第一号イからヰまでに掲げる情報

六　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要支援者等に係る第一号イからヰまでに掲げる情報

第四十七条　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務　要支援者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

五　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務　要支援者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

六　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要支援者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

第四十七条　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［略］

二　介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該判定に係る第一号被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

三　介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ～ホ　［略］

四　介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

五　介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ～ホ　［略］

六　介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ～ホ　［略］

一　［略］

二　介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該判定に係る第一号被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

三　介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

四　介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

五　介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ～ホ　［略］

六　介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ～ホ　［略］

一　［同上］

二　介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

三　介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

四　介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ～ニ　［同上］

五　介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

六　介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ～ニ　［同上］